

日系四世の更なる受入れについて

平成30年3月
法務省入国管理局



目的

一定の要件を満たす日系四世の方を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって、日本と現地日系社会との結付きを強める架け橋になる人材を育成する。

受入れ対象者

下記の要件を満たす18歳以上30歳以下の日系四世を対象とする。受入れに当たっては受入れ枠（制度開始当初は、全体で年間4千人程度を想定）を設ける。

項目	内容
素行	本国において犯罪歴がないこと
日本語能力	入国時：基本的な日本語を理解することができる能力を有していること（日本語能力試験N4程度） 更新時：通算して2年を超えて在留するとき → 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していること（日本語能力試験N3程度）
生計維持	預貯金や入国後の就労の見込みも含め、入国後の生計維持が担保されていること
帰国旅費	帰国旅費が確保されていること
健康	健康であること 医療保険に加入していること
家族	家族を帯同しないこと

在留資格及び活動内容

在留資格は「特定活動」とし（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（特活告示）で定める。）、活動内容は下記のとおりとする。

- ①日本語を含む日本の文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するための活動
- ②上記活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風営法関係の業務に従事する活動は除く。）
（日本語習得等、制度の趣旨に沿った活動を継続的に行っていると認められる場合は、最長5年間在留できる（通算も可）。）

支援策

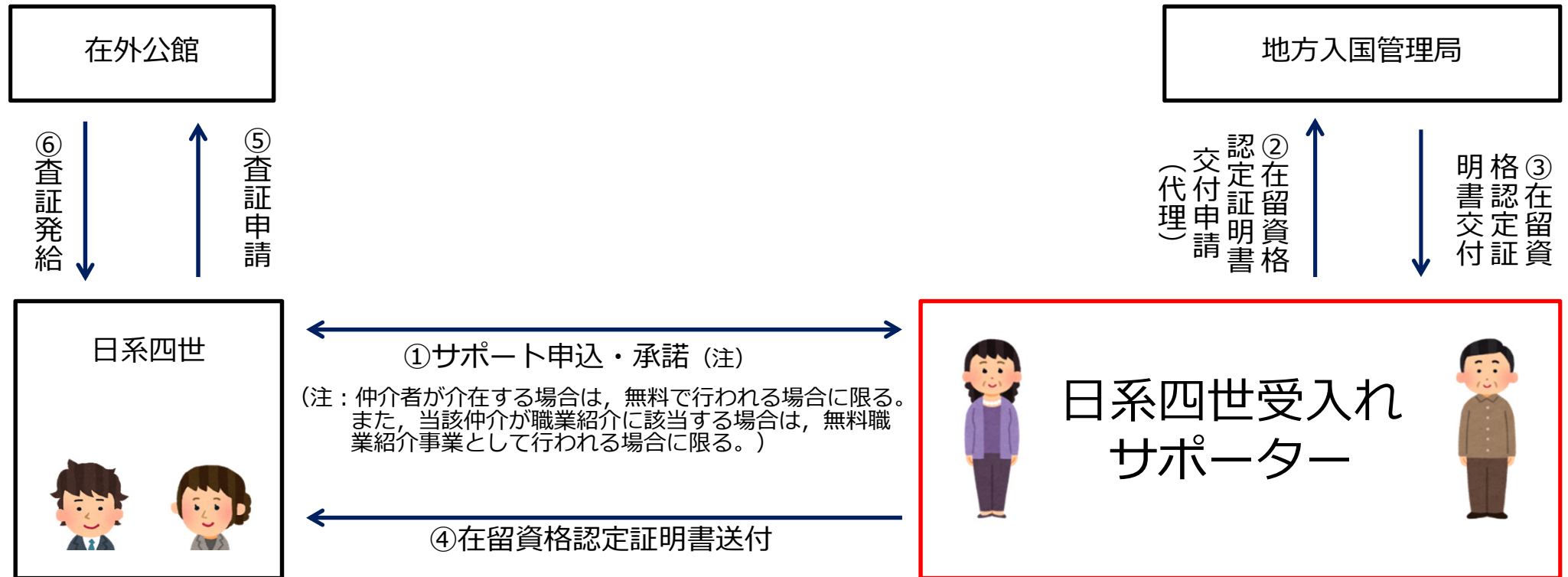
本制度で受け入れた日系四世に対し、日系四世受入れサポーター（一定の要件を満たす非営利法人又は個人。詳細は別紙を参照）がサポートを行う。

当該サポーターは、日系四世が本制度の目的を達成できるように、日本文化・日本語教育情報をはじめ、生活情報、医療情報、雇用情報等の提供や入管手続の援助を行う。

スケジュール

平成30年3月30日 公布（在留資格認定証明書交付申請受付開始）
7月 1日 施行（在留資格認定証明書交付開始）

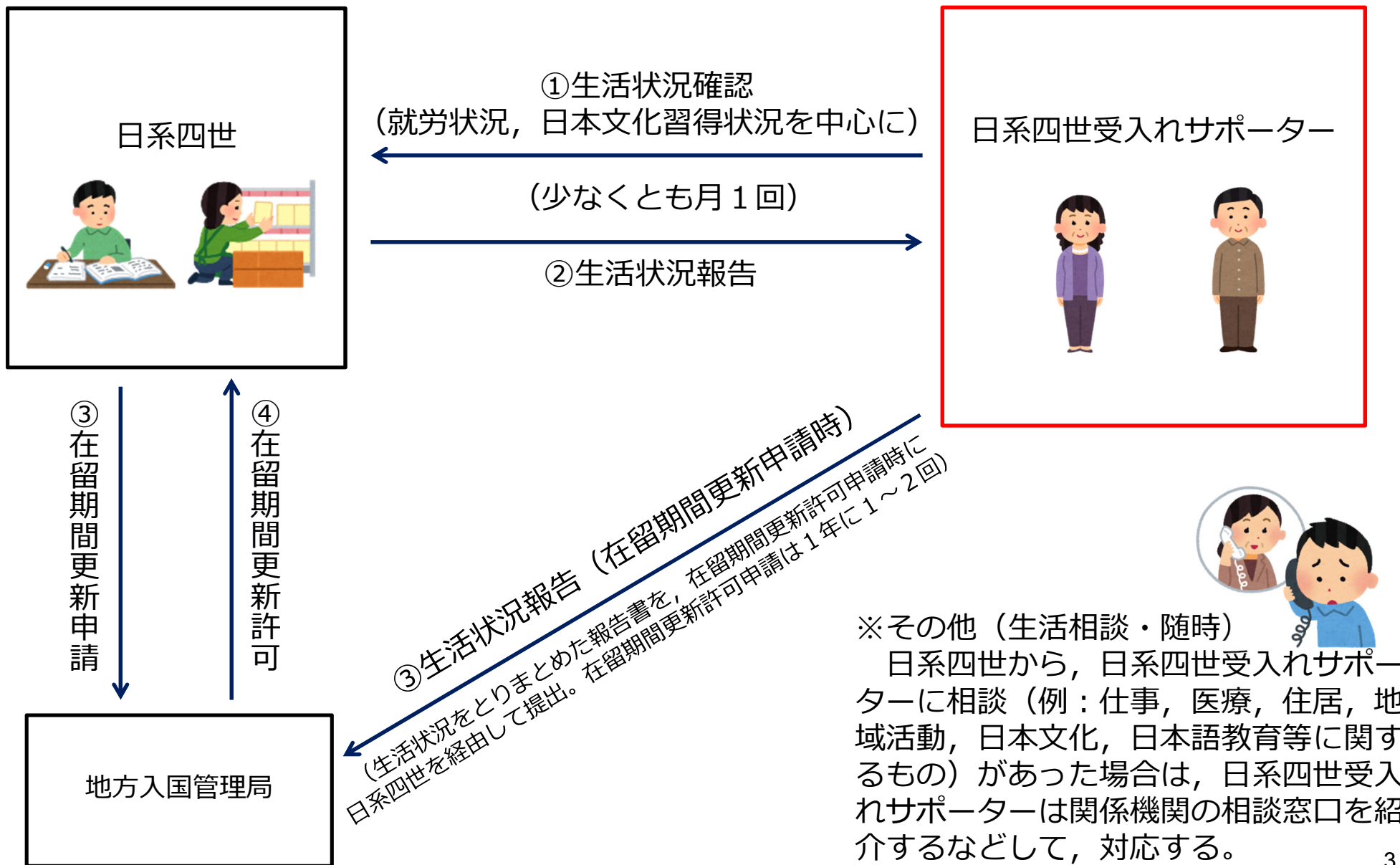
日系四世受入れサポーターについて（入国前）



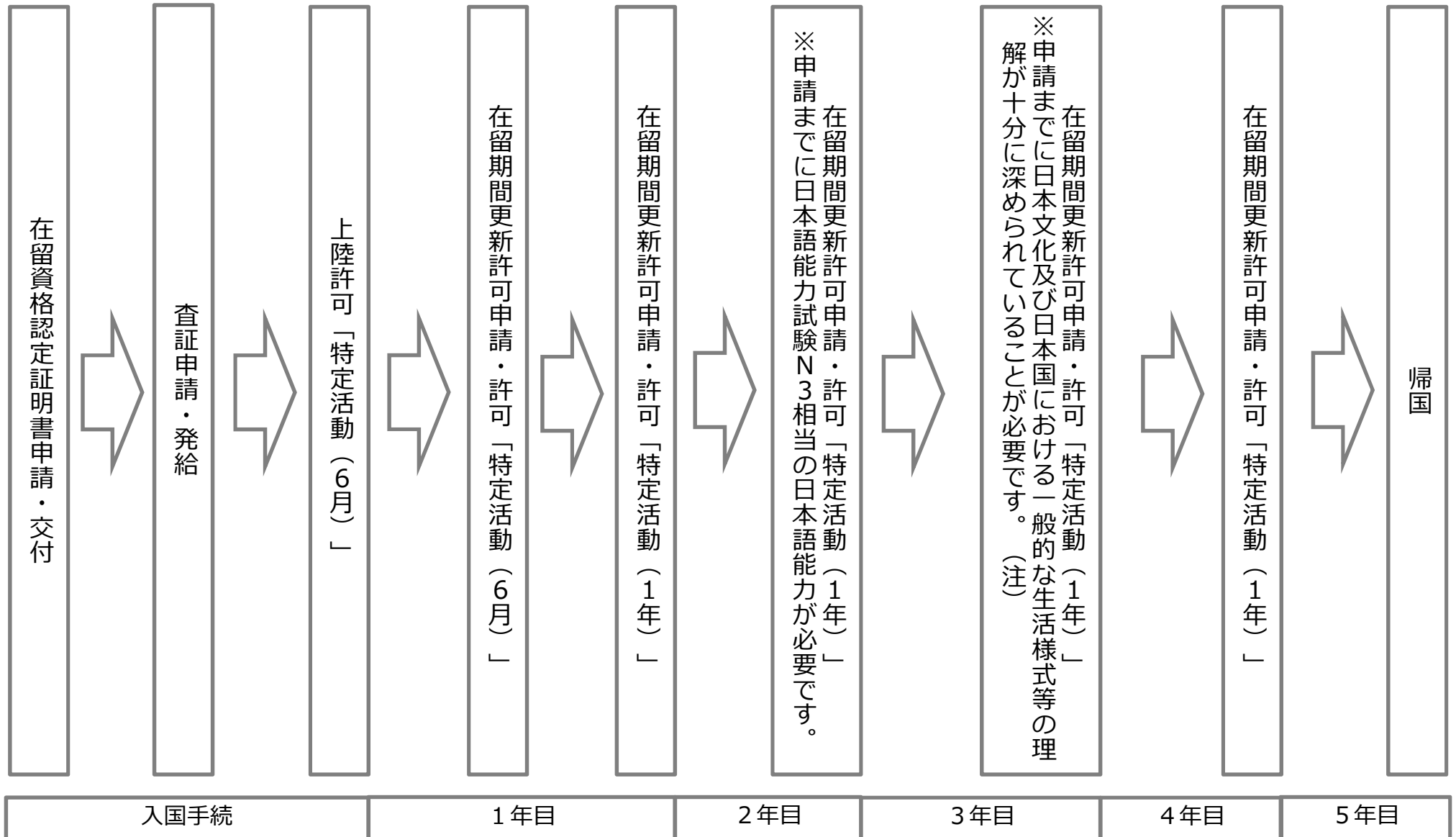
サポーターの要件について

- 日系四世受入れサポーターになることができる個人・団体は以下の要件のすべてを満たす必要がある。
- (個人)
 - 外国人である場合は、永住者又は特別永住者であること
 - サポートをする日系四世の数が2名以内であること
 - (団体)
 - 国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利の法人であること
 - サポートをする日系四世の数が、活動支援を担当する常勤職員1名につき2名以内であること
 - (個人・団体共通)
 - 過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことがないこと
 - その他日系四世受入れサポーターになるに当たり、活動支援を確実かつ適切に提供できると認められない事情がないこと

日系四世受入れサポーターについて（入国後）



入国・在留の流れ（イメージ）



(注) 例えば、日本語能力試験N2以上を取得していること、日本文化（茶道、華道、柔道等）に関する資格を取得したり、試験に合格したりしていること、自治体の活動や地域住民との交流会などに継続的に参加し、地域社会の一員としての地位を確立していると認められることなどが想定されます。